

平成30年度 第3回特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日 時 平成31年1月24日（木） 18時20分～19時40分

●場 所 市役所 本庁2階 第2会議室

●出席者

（出席委員）7名

安部 研一 （宇部商工会議所 会頭）※会長
正司 マキコ （宇部市民生児童委員協議会副会長）
中島 浩 （一般社団法人 宇部青年会議所理事長）
永田 彭子 （うべ女性会議代表）
藤井 恵子 （宇部市婦人会協議会会長）
藤本 米子 （宇部市消費者の会会長）
脇 和也 （株式会社宇部日報社代表取締役社長）

（欠席委員）3名

土屋 智 （宇部市障害者ケア協議会会長）
徳勢 美知子 （社会保険労務士）
松谷 竹雄 （連合山口西部地域協議会宇部地区会議 代表）

（事務局）8名

片岡 昭憲 （総務財務部長）
大畑 秀幸 （総務財務部参事）
上村 圭二 （総務財務部人事課長）
田中 弓子 （総務財務部人事課主幹）
伊藤 健 （総務財務部人事課副課長）
河崎 典子 （総務財務部人事課人財育成係長）
河内 厚司 （総務財務部人事課主任）
磯野 智子 （総務財務部人事課主任）

●議事概要

【開始時刻 18時20分】

（事務局）

ただいまから第3回宇部市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日は、委員10名のうち、7名のご出席をいただいておりますので、本会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。では、会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

では、審議に入らせていただきます。

事前に郵送した第2回議事録について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

【意見なし】

(会長)

先日、送付しました議事録どおりということで、進めさせていただきます。

それでは、前回までの会議で出された意見や、審議の内容から整理すべきことがありますので、そこから進めていきたいと思えます。

まず、議員報酬について、地方議会においては、議員の「なり手不足」という問題が顕在化しており、本市においても、市の将来を託す優秀な人材を確保するためにも、一定程度、又は市議会議員を志す人にとって魅力的な金額を確保すべきとの観点から検討する必要もあるというご意見。また議員の活動は、人それぞれであるが、議員活動を積極的に行うことができるよう、議員報酬と別に「政務活動費」についても拡充する必要があるのではないか、というご意見がありました。

最初の意見 報酬額の確保の観点について、本市の過去の市議会議員選挙の立候補の状況はどのようになっているのでしょうか。事務局からお願いします。

(事務局)

資料 No. 16 (最終ページ) 説明

(会長)

続きまして、議員の活動に係る経費に対し支払われる「政務活動費」について事務局から説明をお願いします。議員報酬とは別に政務活動費が充実していれば、議員も積極的に議員活動ができるのではないかと考えております。

(事務局)

資料 No. 16 説明

(会長)

ただ今の事務局の説明について、ご意見やご質問がございましたら、お願いします。

【意見なし】

(会長)

「議員のなり手不足」の問題提起がありまして、先ほどの説明ですと、直近の選挙では立候補者数が定員を上回っているのが、議員のなり手不足といった傾向は見られませんが、今後、本市もそのような状況に陥らないとも限りませんので、これを念頭に、答申書に附帯意見として盛り込みた

いと思います。

このことについて、皆さんからご意見はありますでしょうか。

【意見なし】

(会長)

無いようですので、答申書に盛り込みたいと思います。

続いて、前回会議の続きの内容となりますが、教育委員会など行政委員会委員のうち、農業委員会委員については、月額支給としています。引き続き、月額支給とすることが妥当かどうか、その勤務状況を改めて確認したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 No. 17 説明

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご意見・ご質問はございませんか。新制度による報酬の改正見込みで、将来的に成果報酬的なものを上乘せされるということで、委員の役目に重みが乗ってくるという状況です。

(委員)

成果に応じた報酬の上乗せ分となる交付金は国の負担で、市の負担ではないですね？

(事務局)

交付金は補助率10分の10で全額国負担となります。

(会長)

その他、ご質問はございませんか。

(委員)

農地利用最適化推進委員（以下最適化推進委員）については、担い手への農地利用の集積・集約化に向けての話合い・戸別訪問、耕作放棄地の発生防止・解消に向けての話合い・戸別訪問等がありますが、宇部も荒れた土地を目にします。最適化推進員はどのような役割を担っているのでしょうか。

(会長)

事務局は、具体的に耕作放棄地に対しての最適化推進委員の役割に関する事例はありますか。

(事務局)

資料の(2番)、最適化推進委員の下線部分です。まずは担い手への農地利用の集積集約化に向けての話し合い、個別訪問につきましては、営農の観点から収益がより上がるように、集約化の調整を最適化推進員が働きかけるということです。耕作放棄地の発生防止・解消に向けての話し合い、その土地の後継者の確認や借地の提案、保全管理など、個別訪問後、働きかけを行っているということです。

(委員)

田んぼがどんどん開発されて、なくなっていく状況や農地そのものが荒れ果てている状況、また農地そのものを開発に使われている状況などがあります。そういう状況で、農業委員はどのような役割をしているのでしょうか。そしてもう一つ、水利組合と農業委員は直接何か関係があるのでしょうか。

(事務局)

水利組合は、農業委員・最適化推進委員と直接的には関係ありません。また、土地改良区というものがありますが、これも直接的には関係ありません。農業用水を利用する受益者の農家の方々が、任意の団体として作っていらっしゃるのが水利組合です。農業委員の方は、農地の転用といったときに水利権の関係が出てくると思いますので、全く関係ないとは言えませんが、直接的に水利組合との関係は無いと思います。水利組合は、水利権の関係で、例えば、宅地ができた場合、水を流さざるを得ない場合、受益者の方に負担金をお願いするとか、そういうことを聞いたことはあります。

(事務局)

少し補足ですが、市の施策と農業委員の活動は、一体となってやっているところです。人口減少で高齢化も進んでおりますので、耕作放棄地は増えています。市としては、これまで圃場整備したところの耕作放棄地を優先的に減らしていこうとしています。去年あたりからそれに加えて、一般的な耕作放棄地も手入れしていこうとしています。作付けの補助やあるいは若い人の担い手育成、農業法人への支援、企業の農業参入促進など幅広い政策をやっています。さらに最近では農地付住宅などで都会からの移住者への紹介、そういったものをパッケージ化して幅広く耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいるところです。その中で荒廃農地の状況の確認、新たな担い手への取次など、そういったベースのところは農業委員と一緒に進めているのが現状です。

(会長)

その他、質問ございませんか。

(委員)

耕作地が減っている中、農業委員の仕事が減っていると思いますが、農業委員の定員数は減っていますか。また人数を減らすということはありませんか。

(事務局)

今後の方向性が出ている訳ではありません。現行の中で制度を変えて、担い手の個別訪問、耕作放棄地の発生防止など、ベースの役割をふまえつつ、機能強化の方向にシフトしようとしています。

(委員)

農業委員の受け持ちの範囲は、どう決まっているのですか。

(事務局)

農業委員については、以前は公選いわゆる選挙で地区から選出された方が立候補され、複数候補者がいれば選挙で決まる、議員と同じでした。しかし、平成28年の農業委員の改革で公選制が廃止となり、市長が任命し、議会に承認を求める形になりました。従来は、地区の代表の方がなっていらいっしょにいましたが、市長が指名する方が、必ずその地区の方とは限りませんので、ある程度の地区の面積に応じて担当を受け持っているという形になります。委員の中には非農家の方も入れなければならないとなっています。

(委員)

都会に出て、後継ぎがないのが現状です。

どなたかに貸して、農業法人を立ち上げてやっているところもありますが、高齢化になってうまくいかない、ハウスは立てたが続かず赤字だということを知りました。田んぼも荒れさせてしまうと、当分作付ができないということを知っていました。そのあたりをこまめに話し合いをしていかないと、せっかくの良い土地が無駄になると思います。

(会長)

今のみなさんの意見を聞きますと、担い手が減ってくる中で、農業委員の総数・定員が適正かどうかというの、問題提起として挙がってきます。昔は、地区ごとでの農業委員の選出でした。しかし、今は高度な仕事をやってもらうために、指名的な人選になっています。その実際のエリアが適当なのかということも、今後は議論をしていく中で明らかにしていくべきだと私も思います。次のステップとしての農業委員の耕作地あたりの配置だとか、考え方を明確にしておくべきだと私も思います。

(委員)

アドバイスをする人も専門的な知識や技術を身につけた方でないと、土地所有者も本気で話に乗っていかないと思います。細やかなアドバイスがあれば、動く人もいるのではないかと思います。

(委員)

私も、最適化推進委員も、以前に比べて仕事が高度になっていると思います。「月額3万円に2万円を上乗せすることを想定している」と資料には書いてありますが、どちらかと言えば、改定してあげたいです。

(委員)

今の点について質問します。上乘せは、最適化推進委員のインセンティブを高めるためのものですよね。活動実績払いとされても、どの基準で見るのか、働く人と、働かない人がいるので、格差が出ることになると思います。記載には2万円分をと書いてありますが、全員が2万円もらえるのか、ある人は1万円、ある人は3万円となるのでしょうか。どこで基準を設けるのかというのは、非常に難しいと思います。これは議会で議論されるのでしょうか。委員ごとに格差がつくという概念としてとらえていいのでしょうか。

(事務局)

現時点の国から示されている配布方法の基準といたしましては、成果実績払で、前年度にその方が農地の集積等の成果を出されたものに対して、点数制を用いて金額の調整を行ったうえで交付するようです。本当にこの金額を改正することになりますと、当然、議会でご審議いただくということになると思います。ただ国での加算の方法をベースとして、現在、制度構築中ということであり

(会長)

出来高払いということは、一般的にはインセンティブということですので、その評価も出していかななくてはならないと思います。これからの議会の審議を我々としても注目していきたいと思

(委員)

成果を踏まえてとありますが、その単位や点数はどのようになりますか。

(会長)

個人的な意見ですが、農業の担い手も減り、耕作地も減っていく中で、集約なりしていかななくてはいけないという方針は間違いはないと思います。それをインセンティブだけでいけるのかは、わかりません。そういうもので、どんどん集約化、高度化して、農業の収益を上げていくことになろうかと思

(事務局)

農業委員の活動プラス、市の農業の施策で、集積に対する機械の補助や作付の補助など、いろいろな手法がありますので、それは農業委員と市と一緒にやっていく必要があります。

いかに農地を集約するかとか、販路についても、産地直結など、インターネットの時代ですから工夫しながらやっていく、農業生産自体もICT、IoTの時代になってきましたので、農業経験のない若い人たちがこういったもので補いながら、市全体の産業政策の課題として、農業を取り上げていく。そして信頼のある農業委員が市民の方に、国や市の施策を紹介しながら調整していって

農業委員へのインセンティブは国の制度に基づく話ですので、市だけが裁量していくのは大変ですので、国の方向を踏まえながら、あわせて市は何ができるかということ、一緒に今後やっています。

(会長)

その他、ご質問ございませんでしょうか。

(委員)

委員がどのような活動されているのか、なかなか測れないから月額にされているのだと、思いました。成果払いとなれば、今後は活動実態が明らかになっていくと、いいかもしれません。

ちなみに委員のなり手がいないということはありませんか。

(事務局)

現状は定数に欠員が生じているとは、聞いておりません。

(会長)

その他、ご意見・ご質問はありませんか。

【意見なし】

(会長)

大変活発な意見が出まして、みなさんの関心も深かったかと思えます。

いろいろ意見は出ましたが、農業委員の各委員については月額制の例外とすることができるという平成22年度の特別職報酬等審議会で示された考え方を満たしておりまして、引き続き月額支給とすることができるということにしたいと思えます。

ただ、先ほど、みなさん方から出た意見で、出来高制が導入されるにあたっての評価などがありますので、活動内容を明確にしていかなければなりませんので、議事録も含め、今回の意見は記録しておいてほしいと思えます。

(委員)

市議会議員が、何をやっているかわからないことが非常に多いように思えます。せっかくご本人が一生懸命やられていても残念です。農業委員も一緒に、基準がないから、市民は何をやっているかわからない。農業関係者はわかっているが、市民に情報が届いていないので、市民は、農業委員の役割は何かと、思われているのではないのでしょうか。どれだけの成果をあげたということが、一度も表に出ることがないので、報酬に対する不信感を持つ方もいらっしゃると思えます。今後、深刻な問題を市民も考える中で、農業委員の活動をもっと積極的に市民が把握できるようになると良いと思えます。

(会長)

今の貴重なご意見を踏まえて、農地転用の場合の農地委員の役目というものはある程度理解はできていますが、このほかの新しく付加された仕事や普段の仕事を見える化していかなければいけないと思います。

(委員)

農業委員と地主の方とやりとりの内容の報告があれば、その農業委員への評価につながると思います。

(会長)

ありがとうございました。当審議会で審議すべき項目につきましては、ひとまず終了しました。この後、事務局から答申書の案につきまして概要を説明してもらおうこととしますが、みなさまから、その他質問や追加で審議すべきことはございますか。

【意見なし】

(会長)

今の農業委員への意見については、議事録に記録していくということでお願いします。

では、答申書について、さきほど、「議員のなり手不足」を念頭に人材の確保の観点からの報酬額の審議の必要性について、附帯意見を盛り込むこととしましたが、このほか、過去の審議会で、要望等の特記すべき事項を答申書に盛り込んだことがあれば、事務局からその説明をお願いします。

(事務局)

前回、平成28年度の答申書では付記事項として、「行革についての一層の努力」と「各種審議会委員の報酬の水準について、他市との均衡を図り、市民の納得が得られる額となるよう継続検討すること」というものが挙げられています。また、平成26年度においては、「市長等の給料及び退職手当の自主減額の継続についての要望」が挙げられています。

(会長)

では、今回の答申書の付記事項、つまり附帯意見として、さきほどの「市議会議員の人材確保に関する要望」に加え、今後、本市は庁舎建替を控えており、財政状況は引き続き厳しい状況が見込まれることから、「一層の行財政改革の取組を進めること」についても、付記したいと思いますがよろしいでしょうか。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

【意見なし】

(会長)

ご意見がないようですので、答申書にこの2点について付記したいと思います。

さて、それでは、現在までに作成した答申書の案について、事務局から、おおよその内容を簡潔に説明してください。

(事務局)

答申書(案)についての説明

(会長)

それでは、答申書の案につきまして説明していただきましたが、これに対しての皆さまからのご意見等の取りまとめを行いたいと思いますので、配布しております様式にて、事務局まで、郵送、ファックス、メールにより提出をお願いします。時間がなく恐縮ですが、1月31日(木)までをお願いします。

その後、内容を取りまとめ、会長と事務局で答申書の案を作成し、再度、皆さんにご確認いただいてから市長に答申書をお渡ししたいと思います。

【各委員からの感想】

(会長)

3回の審議会をとおして、積極的にご意見をいただきました。長期間にわたり、ご出席いただき、本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

(事務局)

各委員の皆様方には、会長もおっしゃられていたとおり、3回にわたりご多忙なところ、それぞれの見地からご協議いただき、また貴重なご意見をいただき、熱く御礼を申し上げます。特に会長におかれましては、地場の経済は非常に厳しい状況にあります。その中で市全体の方向性につきまして、市がご指導を頂戴しながらの今回の開催となりました。多方面にわたり、ご尽力いただいたことに対し、熱く御礼申し上げます。皆様方からいただいたご意見については、会長も申されましたとおりの確にご意見を答申書に盛り込むとともに、行政も十分に咀嚼して今後の行政改革をはじめ、新たにご意見をいただいたと感じております。我々も生かしていきたいと考えています。今後ともさまざまな局面で引き続き、本市に賜りましてご指導いただきますよう、お願い申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。

【終了時刻 19時40分】